

平成29年6月5日

宮崎県経営者協会  
会長 小池 光一 様

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」に関する要請書

労働力人口が減少していく中、若者、女性及び高齢者など誰もが働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、「働き方改革」を推進することが非常に重要であります。

「働き方改革」は、本年3月28日に政府としてまとめられた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置付けられるなど、非常に重要な課題となっているとともに、本県においても平成28年8月24日に、宮崎労働局、宮崎県、経済団体、労働組合及び有識者による宮崎県雇用政策懇談会の場において「宮崎『働き方改革』共同宣言」を採択したところです。

「働き方改革」の実現のためには、各々の企業においては、これまでの働き方・休み方を見直し、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、テレワークや勤務間インターバル制度の導入等、柔軟で効率的な働き方など、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

特に、明るい時間が長い夏の間は、朝早めの時間帯から働き始め、早めに仕事を終え、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などを推進することが重要であり、政府としても、夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。

つきましては、本年も各企業においても、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を行っていただくことを期待しております。

貴団体におかれても、傘下団体・企業等への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

宮崎県知事

河野 俊嗣



宮崎労働局長

元木 賀子

